

—大糸線利用促進事業(イベント助成)—

大糸線に乗って 出かけませんか？



大糸線に乗車するイベント等の経費を助成しています。
この機会に、老人クラブ・子ども会・自治会などで、
大糸線に乗ってお出かけしませんか？

例えば

老人クラブの仲間で

温泉でのんびり入浴



子ども会の仲間で

アスレチックを体験



申請期間

令和6年5月20日(月)～令和7年3月21日(金)

※予算額を超えた際は、募集を終了します

助成額

イベント等に要する経費の **10分の9(上限10万円)**

※備品購入費や飲食費等は対象外です

申請方法

申請書と必要書類を提出してください。

詳しくは裏面をご覧ください。

大糸線活性化協議会

(事務局：糸魚川市産業部都市政策課交通政策係)

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1-2-5

TEL 025-552-1511(代表) FAX 025-552-7372

メール koutsu@city.itoigawa.lg.jp



大系線利用促進事業助成金 事業概要

1 助成対象者（次のいずれにも該当する場合が対象です）

- ・糸魚川市・小谷村・白馬村・大町市のNPO法人、自治会、学校、その他の団体等
- ・4名以上で構成される団体

2 対象事業（次のいずれにも該当する場合が対象です）

- ・大系線の糸魚川駅から南小谷駅間の一部または全部を含む区間の乗車を伴う事業（営利を目的とする事業は除きます）
- ・実施場所が大系線沿線市町村またはそれに隣接する市町村である事業
- ・令和7年3月31日（月）までに実施する事業

3 対象経費

事業に要する経費で、備品購入費、飲食費、他団体が主催するツアーへの参加費等は除きます。

4 助成額

対象経費の10分の9（上限10万円、1,000円未満切り捨て）

5 申請期間

令和6年5月20日（月）～令和7年3月21日（金）まで
※予算額を超えた場合は、申請期限前であっても募集を終了します。

6 申請方法等

- ・事業実施前に、助成申請書および収支予算書に必要書類を添付して、団体等が所在する市村へ提出してください。
- ・助成金の決定後に、計画変更等で対象経費が変更になる場合（助成金が増額になる場合）は、事前に変更申請が必要です。
- ・事業終了後、30日以内（年度末は3月31日まで）に実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

7 提出先

- ・糸魚川市：糸魚川市産業部都市政策課交通政策係
〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 電話 025-552-1511
- ・小谷村：小谷村観光地域振興課観光商工係
〒399-9494 小谷村大字中小谷丙 131 電話 0261-82-2585
- ・白馬村：白馬村観光課観光商工係
〒399-9393 白馬村大字北城 7025 電話 0261-85-0722
- ・大町市：大町市総務部情報交通課交通政策係
〒398-0002 大町市大町 3872-7 電話 0261-85-0070

<問い合わせ先>

大系線活性化協議会（事務局：糸魚川市産業部都市政策課交通政策係）

電話 025-552-1511（代表） FAX025-552-7372

メール koutsu@city.itoigawa.lg.jp



ホームページはこちら